

佐賀県告示第 97 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 26 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字馬場山乙 7 番、乙 13 番、乙 19 番 2、乙 20 番 3、乙 20 番 5、乙 20 番 16、乙 20 番 21、乙 25 番、乙 27 番、乙 51 番 1、字田ノ頭乙 76 番から乙 78 番まで、乙 90 番、字馬場乙 124 番 1、乙 181 番、乙 222 番 1、乙 222 番 3、字樽木谷乙 225 番、乙 226 番、乙 227 番 1、字幸助谷乙 320 番、乙 321 番 1、乙 322 番 1、乙 330 番、乙 357 番 7、字深谷乙 393 番、字田手ノ坂乙 434 番、乙 435 番、乙 438 番、乙 440 番、乙 442 番、乙 444 番 6、字野添乙 569 番 12、乙 569 番 16、乙 569 番 18、字西熊川内乙 604 番 3、乙 610 番、乙 620 番 2、乙 623 番、乙 627 番、乙 628 番、乙 629 番 3、乙 630 番、字東熊川内乙 641 番 3、乙 653 番 2、乙 663 番 1、乙 663 番 5、乙 664 番、乙 668 番、乙 669 番、乙 670 番 1、乙 670 番 2、乙 671 番、字大板椎乙 681 番から乙 683 番まで、乙 713 番 2、乙 726 番 1、字当尾乙 747 番 2、乙 757 番、乙 765 番、乙 766 番、乙 769 番、乙 771 番 6、乙 771 番 9、乙 771 番 16、乙 771 番 23、乙 771 番 33 から乙 771 番 35 まで、乙 771 番 38、乙 771 番 41、乙 771 番 42、乙 781 番、乙 794 番、乙 814 番 2、字国見乙 839 番 2、乙 866 番 3、乙 872 番、乙 886 番、乙 892 番、乙 900 番、乙 909 番 2、字椎場乙 3120 番 21、乙 3120 番 35、字大舟甲 2077 番 5、甲 2132 番、甲 2133 番、甲 2137 番 1、甲 2137 番 3、甲 2178 番、字茶ノ木久保甲 2247 番、甲 2248 番、甲 2251 番、甲 2252 番 1、甲 2252 番 2、甲 2264 番、甲 2265 番 1、甲 2265 番 2、甲 2266 番、甲 2267 番 2、字茶ノ木平甲 2399 番 1、甲 2399 番 2、

甲 2400 番、甲 2401 番、甲 2403 番、甲 2426 番、甲 2427 番、甲 2442 番 2、  
甲 2445 番、甲 2447 番、甲 2450 番、甲 2451 番、甲 2453 番、甲 2455 番、字  
谷頭甲 2463 番、甲 2468 番、甲 2469 番、甲 2470 番 4、甲 2470 番 5、甲 2472  
番、甲 2490 番、甲 2505 番 2、甲 2506 番、甲 2507 番、甲 2513 番、甲 2521  
番から甲 2523 番まで、甲 2527 番、甲 2534 番、甲 2537 番 2、甲 2537 番 4、  
甲 2537 番 6、甲 2537 番 9、甲 2537 番 11、甲 2537 番 17、甲 2538 番、甲 2540  
番 1 から甲 2540 番 3 まで、甲 2543 番 1、甲 2543 番 3、甲 2544 番から甲 2546  
番まで、甲 2550 番、字元野甲 2554 番 1、甲 2554 番 2、甲 2555 番、甲 2557  
番 1、甲 2557 番 2、甲 2558 番 1、甲 2558 番 2、甲 2559 番、甲 2561 番、甲  
2576 番、甲 2577 番、甲 2581 番、字金岩甲 2902 番、甲 2906 番、甲 2908 番、  
甲 2912 番 3、甲 2922 番、甲 2926 番から甲 2929 番まで、甲 2931 番、甲 2932  
番 1 から甲 2932 番 3 まで、甲 2932 番 5、甲 2932 番 8、甲 2932 番 9、甲 2933  
番 1、甲 2933 番 2、甲 2934 番 5、甲 2934 番 10、甲 2936 番 1、甲 2937 番、  
甲 2938 番 2、甲 2940 番、甲 2944 番、甲 2945 番、甲 2953 番 1、甲 2953 番  
2、甲 2954 番、甲 2960 番 4、甲 2960 番 6、甲 2961 番 1、甲 2971 番から甲  
2973 番まで、字川瀬甲 2977 番、甲 2978 番 1、甲 2978 番 2、甲 2979 番 2、  
甲 2979 番 6、甲 2979 番 8、甲 2979 番 9、甲 2979 番 12、甲 2980 番、甲 2982  
番 2、甲 2989 番、甲 2994 番から甲 2996 番まで、甲 2998 番、甲 3000 番 1、  
甲 3012 番 1、甲 3027 番から甲 3030 番まで、甲 3040 番、甲 3046 番 1、甲  
3084 番、字門ノ元甲 3093 番 2、甲 3095 番、甲 3097 番 1、甲 3097 番 2、甲  
3103 番、甲 3107 番 3、甲 3117 番、甲 3119 番、甲 3133 番、甲 3140 番 5 か  
ら甲 3140 番 7、甲 3145 番 1、甲 3148 番 1、字庵ノ山甲 3224 番 1、甲 3224  
番 3、甲 3224 番 10、甲 3224 番 14、甲 3241 番、甲 3243 番 1、字小ヶ倉甲  
3244 番 2 から甲 3244 番 4 まで、甲 3244 番 12、甲 3244 番 15、甲 3244 番 23、  
甲 3244 番 24、甲 3244 番 26、甲 3244 番 27、甲 3244 番 43、甲 3244 番 48、

甲 3244 番 50、甲 3244 番 54、甲 3244 番 55、甲 3244 番 58、甲 3244 番 60、  
甲 3247 番、甲 3254、甲 3257 番、甲 3260 番、甲 3274 番、字平古場甲 3296  
番、甲 3303 番、甲 3305 番、甲 3345 番 4、甲 3356 番、字葛根坂甲 3363 番、  
甲 3374 番、甲 3375 番、甲 3379 番、甲 3385 番 2、甲 3385 番 5、甲 3385 番  
6、甲 3385 番 17、甲 3385 番 19、甲 3385 番 27、甲 3385 番 35、甲 3405 番

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町  
に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備  
課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。)